

広島県告示第千二百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

広島空港・中央森林公園特定猟具使用禁止区域

二 区域

広島空港周辺のサイクリングロードに囲まれた区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

熊野特定猟具使用禁止区域

二 区域

福山市熊野町地内の主要地方道福山沼隈線と市道熊野八七号線との交点を起点として、同所から同市道を南東方に進み、市道熊野九五号線との交点に至り、同所から同市道を南東方に進み、市道中山南熊野幹線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、市道熊野幹線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み、主要地方道福山沼隈線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器